



広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



2016
No.669

12

平成28年
11月25日発行

主な内容

『定住促進の奨励金制度』申請受付…	2
平成28年度上半期財政事情……………	3
町長への手紙／寄せられた意見と回答……	4
まい・あみ・まつり2016決算報告……………	19
年末年始の業務案内……………	27

『町総合防災訓練』を実施しました

～災害に負けない、町民と共に助け合うまちづくり～
11月6日(日)、竹来中学校において大規模地震を想定した町総合防災訓練を、自主防災組織を中心に、防災関係機関・町の三者連携のもと実施しました。

同校体育館においては、避難所の開設・運営訓練も実施しました。

まちの地方創生 まちの重点施策

『定住促進』奨励金制度の申請受付

申請期間 1月4日(水)～31日(火)

政策秘書課 ☎ 888-1111 (283)

『定住促進』奨励金制度の申請受付を行います。町の『定住促進』奨励金制度には下記の①～③があり、それぞれに支給要件があります。奨励金の対象者であるかをご確認のうえ、期間内に申請をお願いします。必要書類など詳細については、町ホームページおよび担当課にご確認ください。

① 町内事業所等従業者移住促進奨励金

▼対象

平成28年1月1日から平成28年12月31日までに町に転入した人で、下記の**町認定事業所※**にお勤めの方のうち、下記の支給要件をすべて満たしている人

※町認定事業所は以下のとおりです

河村電器産業・キャノン・キャノンモールド・キャノンセミコンダクターエキップメント・ツムラ・丸尾カルシウム・SBSフレックネット（事業所の認定は商工観光課で随時受け付けしています。事業所の認定要件等の詳細はお問い合わせください）

▼支給要件

- ▼町に定住（3年以上）する意思がある
- ▼過去に町の住民基本台帳に記録されたことがない者、または町からの転出後、23か月以上を経て町に転入した者
- ▼申請日において町の住民基本台帳に記録されている者
- ▼支給を受けようとする者、およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

- ▼持家の場合：50万円を上限として、住宅の取得に要した額の8分の1以内、住宅の工事等に要した額の2分の1以内
- ▼賃貸の場合：2人以上の世帯で30万円、単身世帯で20万円、その他の場合で20万円

※ただし、住宅の耐震性が書面等で確認できることが必要です

▼問い合わせ

商工観光課 ☎ 888-1111 (172)

② 3世代同居・近居促進奨励金

▼対象

平成28年1月1日から平成28年12月31日までに町に転入した人のうち、3年を超えて町に定住する親がいて、申請者が町内に転入することにより、親・子・孫の3世代が町内に居住する場合で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼支給額

①の町内事業所等従業者移住促進奨励金と同様です

▼問い合わせ

政策秘書課 ☎ 888-1111 (283)

③ 第3子以降出産奨励金

▼対象

平成28年1月1日から平成28年12月31日までに第3子以降の子が生まれた人で、第3子以降の子が生まれた時点で町の住民基本台帳に登録されている保護者等、第3子以降の子が生まれたときは他の市町村に住んでいたが平成28年12月31日までに町に転入した保護者等で、下記の支給要件をすべて満たしている人

▼支給要件

- ▼町に定住（3年以上）する意思がある
- ▼第3子以降の子と同一の世帯に属し、かつ現在も同居している
- ▼支給を受けようとする者およびその者が属する世帯の者に町税等の滞納がないこと
- ▼町政モニターとなることを希望する者
- ▼生活保護を受けている世帯に属していないこと

▼支給額

第3子以降の子1人につき10万円

▼問い合わせ

子ども家庭課 ☎ 888-1111 (119)

■申請書

申請書は、提出先各課の窓口で配布または町ホームページ（<http://www.town.ami.lg.jp>）内からダウンロードすることができます。

■申請方法

申請書の提出は、上記①～③の各奨励金ごとの担当課に直接持参してください。

※ただし①は、**町認定事業所等が従業員の申請書を取りまとめて**申請してください

町の財政状況を公表します

平成 28 年度上半期

財政事情

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 28 年度上半期（平成 28 年 9 月 30 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

財政課財政係 ☎888-1111 (221・222)

■一般会計

(単位:千円・%)

歳 入				歳 出			
区 分	予算現額	収入済額	収入割合	区 分	予算現額	支出済額	支出割合
町 税	7,219,331	4,381,845	60.7	議会費	151,472	74,761	49.4
地方譲与税	177,000	50,836	28.7	総務費	1,653,803	649,432	39.3
地方消費税交付金	789,576	419,077	53.1	民生費	5,247,519	1,580,866	30.1
地方特例交付金	31,000	32,292	104.2	衛生費	1,236,489	412,540	33.4
地方交付税	739,000	488,604	66.1	農林水産業費	306,503	73,507	24.0
分担金及び負担金	229,909	96,418	41.9	商工費	510,702	80,024	15.7
使用料及び手数料	250,259	111,937	44.7	土木費	2,458,246	414,342	16.9
国庫支出金	2,121,046	512,107	24.1	消防費	656,435	394,228	60.1
県支出金	1,021,361	133,850	13.1	教育費	3,867,146	869,681	22.5
繰入金	1,480,479	0	0.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	373,641	855,286	228.9	公債費	1,388,653	669,168	48.2
諸収入	584,671	187,919	32.1	諸支出金	39,341	0	0.0
町 債	2,320,100	0	0.0	予備費	18,012	0	0.0
その他	196,949	42,506	21.6				
合 計	17,534,322	7,312,677	41.7	合 計	17,534,322	5,218,549	29.8

■特別会計

(単位:千円・%) ※予算現額(一般会計および特別会計):当初予算額

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	6,189,173	2,649,871	42.8	2,586,823	41.8
公共下水道事業	2,616,833	280,111	10.7	628,934	24.0
土地区画整理事業	7,000	21,282	304.0	0	0.0
農業集落排水事業	174,368	25,076	14.4	51,187	29.4
介護保険	3,003,283	1,210,731	40.3	1,223,089	40.7
後期高齢者医療	784,025	142,335	18.2	320,007	40.8
合 計	12,774,682	4,329,406		4,810,040	

に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額です
※会計それぞれの性質および事業の内容によりその執行状況が異なります

■公営企業会計(水道事業)

(単位:千円・%) ※収益的:事業の管理・運営に関する収入および支出

区 分	予算現額	執行済額	執行割合
収益的 収入	1,220,633	504,927	41.4
支出	1,133,263	264,896	23.4
区 分	予算現額	執行済額	執行割合
資本的 収入	393,815	16,826	4.3
支出	782,664	192,452	24.6

をいいます
※資本的:施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます
※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします
※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

(単位:千円)

区 分	現在高
一般会計	12,506,172
特別会計	7,641,721
公共下水道事業	6,541,539
農業集落排水事業	1,100,182
公営企業会計(水道事業)	1,179,281
合 計	21,327,174

●一時借入金

なし

■基金の現在高

(単位:千円)

区 分	現在高
財政調整基金	2,047,958
減債基金	373,100
その他の基金	2,020,024
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	81,163
介護給付費準備基金	76,368
土地開発基金(現金)	3,600
合 計	4,882,313

『町長への手紙』に寄せられた ご意見・ご提案と回答をご紹介します

町では、『住みよいまちづくり』をより多くの町民の皆さんと一緒に進めていくために、町政に対して、日ごろ思っているご意見やご提案を手紙やEメールにより受け付けています。

これまでのご意見等から一部を紹介いたします。その他のご意見等については、町ホームページで閲覧することができます。内容については、一部修正を加えて掲載しています。 問い合わせ 政策秘書課広聴係 ☎888-1111(281)

●役場の停電について

【意見等】

役場は停電になったらどうなるのですか。

今は事務とか連絡には、コンピュータや電話などを使って情報を伝達しますが、電気が無ければ使うことができません。自家発電などの設備はあるのですか。他の市町村で水害により自家発電装置が冠水して使用できなかったということがあります。

【回答】

お手紙ありがとうございます。役場の停電についてご回答いたします。

当町では、東日本大震災を教訓に、災害時に対策本部となる役場の機能を維持するために、さまざまな対策に取り

組んでいるところであります。そのひとつとして、平成26年1月に役場敷地内に自家発電装置を設置いたしました。また、役場は、町の中でも高台に立地しており、大規模に冠水することはありませんので、停電等の際には機能が發揮できるものと考えております。

今後とも、町民サービスの向上が図れるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。このたびは、貴重なご意見ありがとうございます。(管財課扱い)

●お年寄り世代のイベント等について

【意見等】

お年寄り世代の人たちとお話をすることがあります。

花・鉢物のサボテン・手芸品・木工品・金属加工品等、実にいろいろな技ありの品が多々あり、個人で行っている人がたくさんいらっしゃいます。そういった皆さんのイベント、マーケットなどを町主体で行うのはどうでしょうか。

【回答】

お手紙ありがとうございます。ご提案のありました町主体で行うイベント、マーケットについてお答えします。

町では、高齢化社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持ち、自分らしく生活をしながら、地域社会の重要な一員として活躍できる社会の形成を望んでいます。

現在、個人の作品が出品できる町主催のイベントとし

て、「いきいき学びの町AMI生涯学習フェスティバル・町芸術展」が毎年10月下旬から11月上旬に中央公民館で開催されています。

このイベントは、美術(絵画・書道・写真・木彫・陶芸・七宝焼)、生活文化(手芸・草人形・草工藝)、古典芸能(生花)など自己で作成した作品を、町内在住または町内に勤務する満16歳以上の人が自由に応募できるイベントです(ただし販売は不可)。

まずはこのようなイベントへの出品をご検討されてはいかがでしょうか。作品の販売について、さわやかフェア等の町のイベントを開催する際に、町内で活躍する同好会等の団体活動の発表の場をもうけ、団体の製作した作品の展示販売ブースの設置が可能であるかどうかについて、今後検討したいと思います。

貴重なご提案をいただき、ありがとうございます。(高齢福祉課扱い)

●住吉交差点の街路灯について

【意見等】

歩道橋周辺に街路灯はあっても、電球が切れているのか点灯していません。犯罪や事故が起こってからではまずいと思いますので、早急にチェックして取り替えて点灯する

ようお願いします。

【回答】

住吉交差点の街路灯について、現地を確認しましたところ、住吉歩道橋に設置してある街路灯2本と県道土浦竜ヶ崎線沿いに設置してある街路灯3本が消灯していました。ご指摘のとおり防犯のため、また事故を未然に防ぐためにも、補修する必要がありますので、道路を管理している県土浦土木事務所道路管理課に状況を申し伝えたくえで、補修していただけることを確認いたしました。

今後とも協力よろしくお願いたします。ご意見ありがとうございました。(道路公園課扱い)



～町長への手紙を送るには～

- 郵便** 送 この用紙は、切手不要の便せんとなっています。用紙を切り取りあて先が表になるように折りたたんで「のりしろ」の部分にのりづけして郵送してください
- 投かん箱** 役場北口玄関ロビー、うずら出張所、福祉センターまほろば、図書館、中央・君原・かすみの各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、総合保健福祉会館——の各施設に、用紙と投かん箱が備え付けてあります。用紙に必要事項記入の上、投かん箱に投かんしてください
- ファクシミリ** 用紙に必要事項記入の上、ファクシミリで下記に送付してください
- 電子メール** 町ホームページ＞町の情報＞『町長への手紙』を参照し、送信してください
- 問い合わせ** 政策秘書課広聴係 ☎888-1111 (281) FAX 887-9560
 ▼ホームページ: <http://www.town.ami.lg.jp/> ▼Eメール: tegami@town.ami.lg.jp

3000390

阿見町中央1-1-1

阿見町長 行

(町長への手紙)

料金受取人払郵便

阿見局
承認

136

差出有効期間
平成30年11月
30日まで

(切手をはらずにのりそのまま投かんしてください)

〈折れ線〉

年末の交通事故防止

12月1日～31日 年末の交通事故防止県民運動実施期間

交通防災課交通防犯係 ☎888-1111 (276・277)

飲酒運転による交通死亡事故全国ワースト1位！

9月末時点で県での飲酒運転による交通死亡事故発生件数は13件で**全国ワースト1位**と非常事態となっております。

飲酒運転は重大な犯罪です。「少量ならば」「近くまでだから」「もう醒めたので」という安易な気持ちで車を運転することが、重大な事故に結びつき取り返しのつかないことになってしまいます。



●運転者への処罰（車両提供者も運転者と同じ処罰）

▼酒酔い運転

5年以下の懲役または100万円以下の罰金 違反点:35点

▼酒気帯び運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金 違反点:25点以下

●酒類の提供・車両の同乗者への処罰

▼運転者が酒酔い運転

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

▼運転者が酒気帯び運転

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

●危険運転致死傷害（刑法第208条の2）

アルコールの影響により、正常な運転が困難な状態で運転をして、人を死傷させた者は、危険運転致死傷罪の適用を受け、最長20年の懲役を科せられます。

危険！ 歩きスマホ！！

近年、スマートフォンやスマートフォン向けゲームアプリが普及したことで、歩きスマホ（歩きながらスマートフォンを操作すること）や、危険箇所への立ち入り等による事件・事故が問題視されています。

●歩きスマホ・運転中の操作は危険！

スマホの操作は視野が非常に狭くなり、交通事故の原因となります。車の運転中に操作しないことはもちろん、歩いているときもスマホ操作はやめましょう。

●会いたいという人には要注意！

ゲームを通じて会おうという人には十分に警戒してください。また、人気のない場所や夜間に出歩いたりするのはやめましょう。

青少年の深夜外出は県の条例で制限されており、保護者は深夜に青少年を外出させないよう努めなければならないこととなっています。

●危険な場所に立ち入らない

ゲームに夢中になり、無断で私有地に入ったり、土地勘のない場所に不用意に入らないようにしましょう。近隣の住民からは不審者と思われ、要らぬ誤解やトラブルを生みます。



自分たちのまちは、自分たちで守る！ 第25回全国消防操法大会 in 長野 町消防団 優良賞受賞

交通防災課消防係 ☎ 888-1111 (279)

『第25回全国消防操法大会』が長野県長野市で開催されました

10月14日(金)第25回全国消防操法大会が長野市にある長野オリンピックスタジアムで開催され、町消防団は県代表として出場し、『小型ポンプの部』で第6位となり優良賞を受賞しました。



出場した選手の皆さん・天田町長(後列左から3人目)・紙井町議会議長(後列左から2人目)・米川消防団長(後列右から3人目)



大会会場の入口



開会式



整列し競技を開始する町選抜チーム



標的に向かって放水



表彰を受ける町選抜チーム

選手は、平成27年の春から全国大会出場を念頭に置き、日夜訓練を重ね、同年10月18日に行なわれた県南南部地区操法大会で優勝し、さらに11月21日に行なわれた県代表を決める選考会においても優勝し、見事に全国大会へ出場することになりました。その後、長野市における全国大会開催までの約18か月の間、厳しい訓練を積み重ね、県代表として本大会に出場しました。

代表選手は、指揮者：高橋聡さん(7分団)、1番員：藤田康一さん(4分団)、2番員：福島剛さん(1分団)、3番員：村松恒さん(5分団)、補助員：渡邊崇さん(6分団)です。本業の仕事のかたわらで長期間の訓練に参加された選手の皆さん、選手の訓練指導に携われた消防団幹部、選手の訓練協力に参加頂いた団員の皆さん、本当にお疲れさまでした。また、大会会場にて応援をいただいた皆さま、ありがとうございました。

今後も地域防災力の中核となる消防団活動について、町民のみなさまのご協力をよろしくお願いします。

消費者コーナー

『町消費生活センターだより』 28年度・第3回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



12月から衣類の『取扱い表示（洗濯表示）』が変わります

衣類の「取扱い表示（洗濯表示）」が、12月より**右記の日本独自のJIS（日本工業規格）の表示**から下記の世界共通のISO（国際規格）の表示に統一され、新しい取り扱い表示に変更されます。今回は新しい取り扱い表示を紹介します。

※新しい「取扱い表示」は記号内に日本語は入りませんのでご注意ください



●どの方法で取り扱えるかを示す『基本記号』と、どれくらいの強さ温度で取り扱えるか、禁止事項を示す『付加記号』

基本記号						付加記号（禁止）	
	洗濯	漂白	乾燥	アイロン	クリーニング		

付加記号（強さ）				付加記号（温度）			
	通常の強さ	弱い	非常に弱い		低い	ふつう	高い

表記内容	処理方法の表記例と内容	
洗濯のしかた		液温は 40℃を限度とし、洗濯機で弱い洗濯処理ができる。
漂白のしかた		漂白処理はできない
乾燥のしかた		日蔭でのつり干し乾燥がよい
アイロン仕上げ		底面温度 200℃を限度としてアイロン仕上げ処理ができる
クリーニングの種類		石油系溶剤でのドライクリーニングができる。弱い処理。

クリーニングに関する相談事例を紹介します

●事例

クリーニング店に出した洋服をお店から受取って、そのままクローゼットで保管していた。1年ぶりに着ようとしたところ変色していることに気付いた。損害賠償してもらえるか。

●アドバイス

クリーニング店から受取って6か月以上経過しているので、「クリーニング事故賠償基準 ※」により、クリーニング業者に損害賠償を求めることは困難です。受け取ったクリーニングは、仕上がりはどうか、異常はないか等をすぐに確認しましょう

※クリーニング事故賠償基準：消費者を簡易迅速に救済するために全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が作成。クリーニング事故を解決するため、業界や消費生活センター等で利用されている

問い合わせ：▼町消費生活センター ☎ 888-1871（ファクシミリ兼用／月～金曜日の午前9時～午後4時）▼商工観光課 ☎ 888-1111（172）

税の公平性・適正な賦課

『個人住民税の特別徴収(給与天引き)』

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152)

個人住民税の特別徴収(給与天引き)

個人住民税の『特別徴収』とは、税の公平性の確保や従業員の人たちの納税の便宜を図る観点から、事業主(給与支払者)が、所得税の源泉徴収と同じように、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を特別徴収(給与天引き)し、従業員(納税義務者)に代わって、市町村に納めていただく制度です。

■特別徴収義務者となるべき事業主(個人事業主も含む)

所得税の源泉徴収義務のある事業主(給与支払者)。

■特別徴収の対象となる従業員

前年中(1月1日～12月31日)に給与の支払いを受け、かつ、4月1日現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている従業員(パートやアルバイトを含む)は、原則として特別徴収となります。

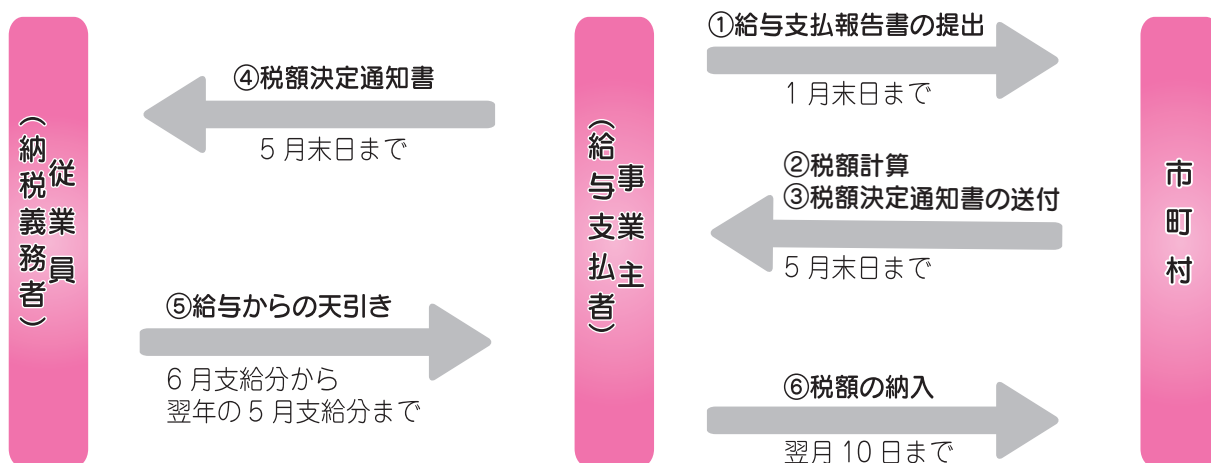
■普通徴収※が認められる従業員

普通徴収とするには下記のいずれか理由が必要です。

- ▼総従業員数が2人以下の事業主から給与を支給されている人
- ▼他の事業主から支給される給与で、すでに特別徴収されている人
- ▼毎月の支給額が少なく特別徴収できない人
- ▼給与の支払期間が不定期である人
- ▼事業専従者(個人事業主と生計を一にする配偶者や15歳以上の親族で、年間6か月以上その事業に従事している人)
- ▼退職している人または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の人

※普通徴収:特別徴収によらず、従業員自身が市町村から送付される納税通知書によって窓口などで納める方法。納期は原則年4回(6月・8月・10月・翌年1月)

特別徴収事務の概要



申告手続きなどには マイナンバーの記載が必要です

(平成 28 年分以降の申告書から適用)

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152)

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続きなどにはマイナンバー（※1）の記載と本人確認書類（※2）の提示または写しの添付が必要になります。

マイナンバー（個人番号）について（※1）

- ▼マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、『通知カード』により、住民票の住所に通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の人にも同様に指定・通知されています。
- ▼番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）を守るため、マイナンバーの利用範囲（番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務）や提供を制限するなど、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

本人確認書類について（※2）

■マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの人

マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。

※ e-TAX での申告は、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です

■マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない人

下記①と②の両方の本人確認（番号確認と身元確認）が必要となります。

①番号確認書類【ご本人のマイナンバーを確認できる書類】

▼通知カード ▼マイナンバーの記載がある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書などのうちいずれか1つ

②身元確認書類【記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類】

▼運転免許証 ▼公的医療保険の被保険者証 ▼パスポート ▼身体障害者手帳 ▼在留カードなどのうちいずれか1つあ

■確定申告に関するマイナンバーの問い合わせ

竜ヶ崎税務署個人課税第一部門（竜ヶ崎市川原代町 1182-5） ☎ 0297-60-2029

年金所得に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入金額の合計が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得（給与所得・公的年金以外の雑所得・配当所得・一時所得など）の合計が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。ただし、上場株式等に係る譲渡損失繰越控除など、確定申告書の提出が控除要件となっている控除を受ける場合、または、源泉徴収税額があって、医療費控除や雑損控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

上記のように年金所得者に係る確定申告不要制度により、所得税の確定申告書の提出が必要ない場合であっても、下記の場合には、町・県民税（住民税）の申告書の提出が必要となります。

- ①所得が公的年金等に係る雑所得のみの人で、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除（社会保険料・配偶者控除・扶養控除・基礎控除等）以外の各種控除の適用を受けるとき
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得があるとき

寝たきり・認知症などの高齢者 および介護をされている人へ

高 福 齢 祉

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (140・144)

『在宅寝たきり高齢者 等介護慰労金』の支給

在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者を介護している人を対象に、介護者の労苦に報いることを目的とした慰労金が支給されます。

対象

平成28年1月1日～12月31日に町に住所を有し、かつ平成28年12月31日現在65歳以上の高齢者を在宅で介護している人で、①または②に該当する人。

① 平成28年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護4以上と認定されている高齢者を常時在宅で介護している（3か月以内の入院は在宅とみなす）
② 右記期間に継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
▼住民税非課税世帯に属している

③ 平成28年1月1日～12月31日の間に、介護保険で要介護3以上と認定されている高齢者を3か月以上継続して在宅で介護（1か月以内の入院は在宅とみなす）し、在宅期間を含む4か月

間継続して介護保険サービスを利用せずに介護している
▼①に該当する介護慰労金を受給していない

手続き

対象となる可能性のある人には12月末に案内文を送りますので、対象となることを確認のうえ、高齢福祉課までお申し込みください。

▼申込期間：平成29年1月4日～31日 ※土・日・祝日を除く
▼支給月：平成29年3月

支給額

① 10万円 ② 3万円

『障害者控除対象者認定書』による所得控除

寝たきり・認知症等の高齢者で、町から障害者に準ずるとして『障害者控除対象者認定書』（以下、認定書）の交付を受けた人は、身体障害者手帳などの交付を受けていなくても、所得税・個人住民税の所得控除を受けられます。

この認定書の交付を受けるには、高齢福祉課窓口申請が必要です（後日、郵送にて

交付します）。

対象

平成28年12月31日現在で、精神・身体に障害があり、次のいずれかに該当する人。

▼特別障害者…▼身体障害者手帳1・2級に準じる人
▼重度の知的障害に準じる人
▼6か月以上寝たきりの状態にある人
▼障害者…▼身体障害者手帳3～6級に準じる人
▼軽・中度の知的障害に準じる人
※身体障害者手帳などの交付を受けている人は、その手帳によって障害者控除の対象になりますので、申請の必要はありません

おむつ代の医療費控除

おおむね6か月以上寝たきりの状態になると認められ、治療上おむつの使用が必要な人については、おむつ代が医療費控除の対象になります。

確定申告では、おむつ代の領収書と医師の発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、おむつ代については、医療費控除を受けることが2年目以降の人については、医

師が発行するおむつ証明書を町が発行する介護保険に関連した書類に代えることができますので、高齢福祉課窓口申請してください。

高齢福祉課にて証明を受けられる人

平成28年12月31日現在で、介護保険の要介護・要介護認定を受けている人で、おむつを使用している人。その他に条件がありますので、申請前に高齢福祉課にご相談ください。

申請方法

介護保険証・印鑑・窓口に来られる人の本人確認書類を持参し、高齢福祉課窓口にて申請してください。後日書類を郵送にて交付します。

問合せ

▼『介護慰労金』の交付：高齢福祉課介護支援係 ☎888-1111 (140)

▼『障害者控除対象者認定書』『主治医意見書』の内容を確認した書類の交付：高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111 (144)

▼確定申告：税務課町民税係 ☎888-1111 (151)

子育てを応援します



みなさん、こんにちは！

町には学校区児童館と二区児童館の2つの児童館があります。児童館は、乳幼児とその保護者、小学生から高校生までいつでも自由に利用できる施設です。ぜひ、遊びに来てください！

『乳幼児』を対象とした活動

乳幼児とその保護者を対象に、児童厚生員による遊びの提供『育児サークル』を行っています。ふれあい遊び・リトミック・リズムうんどう・季節ごとのイベントなど親子で楽しめる遊びを提供しています。事前の予約は不要ですので、気軽に遊びに来てください。

また、年に数回町内の施設や公園へ出向き、『うごく児童館』を開催しています。この活動では更生保護女性の会・母親クラブの皆さんにもサポートしていただいています。詳しい活動内容等は、じどうかんしんぶんや町ホームページに掲載していますのでご覧ください。



『小学生』を対象とした活動

町内の小学生を対象に、さまざまなイベントを企画し、開催しています。地域のシルバークラブの皆さんと一緒に、イベントや会食などを楽しみながら交流を深める『地域交流』を行っています。また、小学生限定のお楽しみ会やクッキング教室、講師を招いてのクラブ活動なども行っています。その他各児童館ではそれぞれ自由参加の活動もあります。学校区児童館では毎週木曜日の午後3時30分～4時30分に卓球を、二区児童館では毎月第2金曜日の午後4時～5時に将棋を行っています。各活動とも直接児童館に来ていただければ参加できますので興味のある人はぜひ遊びに来てください。



『母親クラブ』の活動（※登録制）

『母親クラブ』は町内に在住している母親が中心となり、児童館を拠点として活動しているグループです。子育てや児童の健全育成について学び合いながら、地域の活動に積極的に参加しています。

母親クラブとして、各児童館にはさまざまなグループがあります。詳しい内容や活動日などについては、町ホームページをご覧ください。

また電話での説明がご希望の場合は下記の児童館にお問い合わせください。



問い合わせ ▼学校区児童館 ☎887-4093 ▼二区児童館 ☎843-3282

特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』内）☎888-2940

特定健診はメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健診です。そのため健診の結果から、生活習慣改善の必要度に応じて『特定保健指導』を受け、早期に生活習慣病予防に取り組むことができます。

町国保加入者で今年度人間ドックや集団健診等で特定健診を受け、特定保健指導の対象となった人には、後日ご案内が郵送されます。いつまでも若々しく健康的な生活を送るために、特定保健指導を受けましょう！

■メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりに脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響を及ぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。

■特定保健指導はメタボ解消のチャンスです！

メタボリックシンドロームを解消するには、食事や運動などの生活習慣を改善し、内臓脂肪を減らしていくことが大切です。

特定保健指導では、食事や運動に関して専門スタッフ（栄養士や保健師）が、あなたと一緒に無理なく実践できる方法を考えてサポートします。

■特定保健指導を受けると…

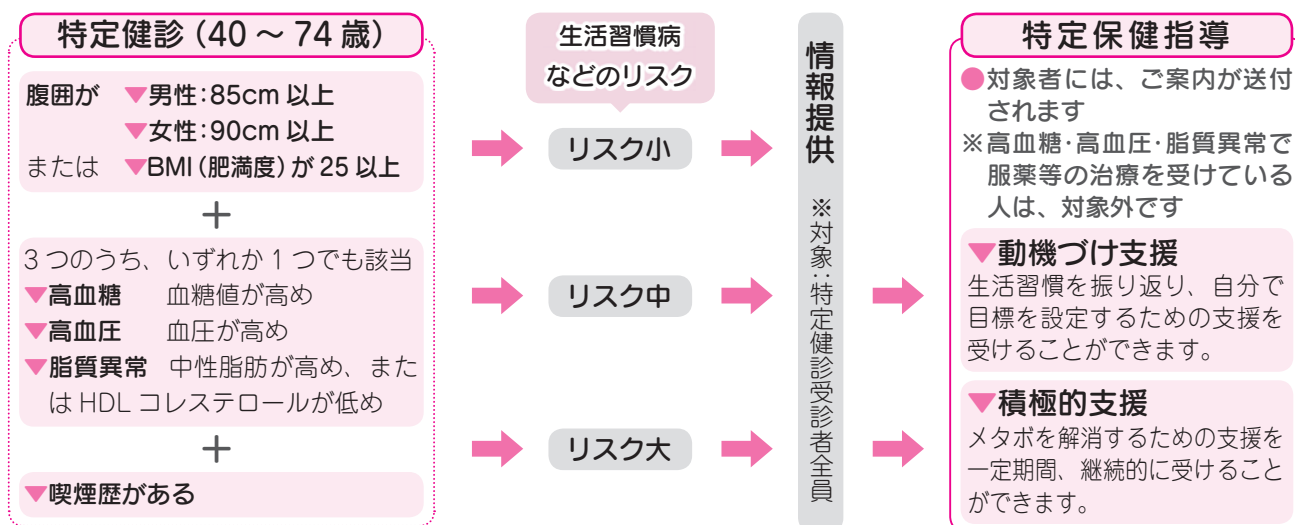
自分にあった
目標が見つかる

生活習慣改善の
コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる



特定健診・特定保健指導の流れ



※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ (身長 (m) × 身長 (m)) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください

国民健康保険・後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

健診は受けましたか？

ご自身の健康管理のために
健診は毎年受けましょう

町の集団健診日程に予定が合わなかった人は

希望日に受診できる『医療機関健診』をご利用ください

国民健康保険の人

国保年金課国保係 ☎ 888-1111 (131~133)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
特定健診	40～74歳 (平成29年3月31日までに40歳に到達する人～75歳の誕生日前までの人)	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※受診する医療機関により検査項目が異なります。詳細については国保年金課へお問い合わせください	1,300円

■ 受診できる医療機関(町と契約している医療機関)

町内の医療機関のみを抜粋しています。このほか、町外の医療機関もありますのでお問い合わせください。

医療機関	住 所	電話番号
霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター	中央3-20-1	887-4563
あみ小林クリニック	若栗1765-1	888-2200
阿見第一クリニック	中郷2-30-6	887-3511
印南クリニック	荒川本郷1329-1	834-2222
さかえ医院	中央4-8-24	888-2662
なるしま内科医院	本郷1-22-1	869-4820
南平台メディカルクリニック	南平台1-2213-2	888-0888
脳と心のクリニック	南平台1-32-1	819-4047

■ 受診方法

国保年金課から送付している黄色の受診券を直接医療機関へ持参してください。受診券をお持ちでない人は再発行いたしますので、国保年金課までご連絡ください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、あるいは受診予定の人は受診できません。

■ 受診可能な期間 平成29年3月31日まで

後期高齢者医療の人

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎ 888-1111 (134・135)

■ 健診内容

健診名	対象年齢	検査内容等	自己負担額
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降の人、65～74歳で後期高齢者医療保険証をお持ちの人	▼基本項目:問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査 ▼追加項目:腎機能検査 ※高血圧や糖尿病などで受診中の人は、主治医にご相談のうえ受診ください ※詳細項目(貧血検査・眼底検査・心電図検査)は別途料金で受診できます	無 料

■ 申込方法

受診券を発行しますので、保険証を持参のうえ国保年金課窓口でお申し込みください。ただし、今年度すでに町の集団健診または人間(脳)ドックを受診した人、または受診予定の人はお申し込みできません。

■ 受付期間

平成29年2月28日まで(土・日・祝日を除く)

■ 受診できる医療機関

霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター ☎ 887-4563

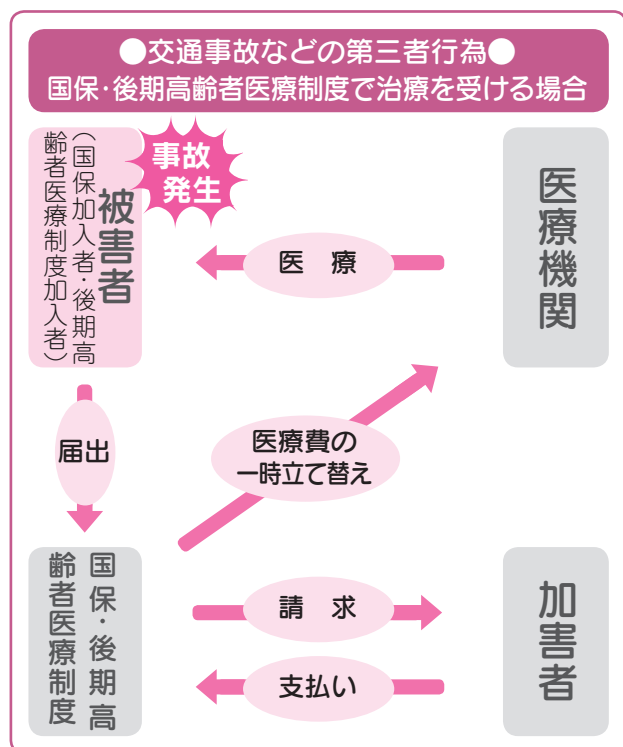
■ 受診可能な期間

平成29年3月31日まで

国保・後期高齢者医療制度の被保険者が 交通事故など第三者の行為による負傷にあったときは

必ず届け出を！

国保年金課国保係・後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (131～135)



交通事故やけんかなど第三者の行為による負傷で治療を受けたときの医療費は、原則として加害者が負担すべきものです。しかし、届出をすることにより、国保や後期高齢者医療制度を使って治療を受けることができます。

医療費は加害者が負担 交通事故など第三者の行為による負傷は、原則として加害者に責任があります。このため、国保・後期高齢者医療制度が負担した医療費は、後日加害者に請求することになります。

この請求を適正に行うためにも、第三者の行為による負傷において国保・後期高齢者医療制度で治療を受けるときは、必ず国保年金課へ届け出をしてください。

※国保加入者は、治療の際に医療機関(整骨院等を含む)の窓口で、第三者行為届出済証明書(提示が必要)が必要です。

第三者の行為に該当する場合とは？

次のケースで保険診療を希望するときは、国保年金課へ『第三者行為による傷病届』の

届出が必要となります。▼交通事故にあったとき▼けんかに巻き込まれたときーなど

交通事故にあったときは？

①警察に届け出る

交通事故にあったら速やかに警察に届け出て、自動車安全運転センターから『交通事故証明書』を発行してもらいます。

②国保年金課窓口へ届け出る

▼印鑑▼健康保険証▼交通事故証明書(後日でも可)▼運転免許証(車・バイクなどの場合)ーを持参して、国保年金課の窓口へ届け出をしてください。

※相手のいない自損事故の場合も、必ず届け出をしてください。

交通事故にあったときの注意

●事故の相手を確認する
お互いの連絡先・車のナンバー・運転免許証(住所・氏名など)・加入している保険会社などを確認します。

●医師の診察を受ける
事故直後はショックで痛みを感じなくても、負傷している場合があります。また、損

害賠償請求には多くの場合、診断書や医療機関の領収証が必要となります。

示談を結ぶ前に届出・手続きを

国保年金課に届け出る前に加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまったりすると、国保・後期高齢者医療制度が使えなくなる場合があります。

示談を結ぶ前に必ず国保年金課にご相談のうえ、必要な届出手続きをしてください。

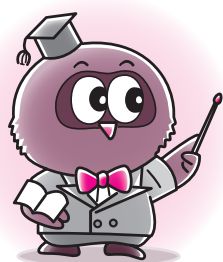
こんなとき国保や後期高齢者医療制度は使える？

Q 交通事故加害者としてケガをした場合は？
A 届出をすれば使えます

ただし、飲酒運転や無免許運転などの故意の犯罪行為だった場合は、給付制限に該当し、医療費は全額自己負担となります

Q 仕事や通勤途中での事故は？
A 労災保険が優先適用されます

業務中や通勤途中の事故によるケガは、労災保険で治療を受けるのが原則です



申告の際まで大切に保管を…

社会保険料(国民年金 保険料)控除証明書



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

●ご家族の保険料も納付している人

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主および配偶者も連帯

■**証明内容**
▼1月1日から9月30日までの間に納付された国民年金保険料額
▼年内に納付が見込まれる場合の納付見込額

■**注意事項**
▼納付忘れ等がある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます
▼年の途中から国民年金に加入した場合など、10月1日以降に今年初めて保険料を納付した人には、来年2月上旬に同様の証明書が送付されます

国民年金保険料は、その年に納付した金額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、納付(見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要です。

このため、日本年金機構から11月上旬に送付された、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様の『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)は、申告の際まで大切に保管してください。

して納付する義務があります。世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した人の所得税等の控除対象となります。

このような場合には、年末調整等の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。このとき、ご家族分の証明書も申告する人の申告書に添付等する必要があります。

控除証明書再発行の電話番号(ねんきん加入者ダイヤル) ☎0570-00031
004 ▼期間: 11月1日～平成29年3月15日 ▼月・金曜日: 午前8時30分～午後7時 ※第2土曜日は午前9時～午後5時まで。土・日・祝日、12月29日～1月3日は利用不可

土浦年金事務所から

■国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は、月額16,260円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアにて納めることができます。またクレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない人に対して、電話・書面・面談により、早期に納めていただけるよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書(督促状)を送付し、指定された期限までに納付がない場合は延滞金を課すだけでなく、**納付義務のある人***の財産を差し押さえることがありますので、早目の納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、町役場の国保年金課窓口へご相談されるようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主になります

■問い合わせ

土浦年金事務所 ☎825-1170

知っておきたい エイズのお話

～大切なのは正しく知ること・防ぐこと～

問い合わせ 健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940



2 015年に報告された日本国内のHIV感染者数は、1006人で、1日に約3人が新たにHIVに感染したことになります。また、HIV感染者数・AIDS（エイズ）患者数も累計2万5千人を超えました（厚生労働省エイズ発生動向報告より）。エイズは身近な問題です。あなた自身や大切なパートナーを守るために、もう一度エイズについて考えてみませんか？

HIV・AIDS（エイズ）とは

▼HIV…『ヒト免疫不全ウイルス』というウイルスの名前です。このウイルスはからだを病気などから守っている免疫を徐々に破壊していきます

▼AIDS（エイズ）…HIVウイルスに感染し、免疫機能が低下することによって引き起こされるさまざまな感染症や悪性腫瘍などの病気を総称してエイズ（後天性免疫不全症候群）といいます

※HIVは、エイズを発症する前の段階で早期に治療を始めることにより、エイズの発症を遅らせることが可能です。

HIVの感染経路と予防法

① 性行為感染…HIVに感染した人とコンドームを使わない性行為（口・直腸での行為を含む）をすることで感染します。日本では感染経路の約9割が性行為によるもので、特に同性間での接触感染が多いと言われています。また、近年は感染者の8～9割を日本国籍の男性が占めています。

▼予防法…性行為の際はコンドームを正しく使います

② 血液感染…麻薬の注射やピアスの穴あけなど、注射針の共有によってHIVに感染した人の血液が体内に入ることで感染します ※日本の医療機関の注射器は使い捨てなので、心配ありません

▼予防法…麻薬や覚醒剤は使

ってはいけません。ピアスの穴あけ器や血液が付きやすいかみそりなどは自分専用にししましょう

③ 母子感染…HIVに感染しているお母さんから、妊娠中や出産時・授乳中に赤ちゃんに感染します

▼予防法…お母さんの感染がわかった場合、適切な治療を受けることで赤ちゃんへの感染を予防できます

● HIVの感染力は非常に弱いので、こんなことでは感染しません…空気・水からせき・くしゃみ・汗・吊り革・手すり・食事・回し飲み
▼理・美容▼軽いキス▼握手・マッサージ▼プール・温泉等の施設の共用

感染が心配なときは

● エイズに関する電話相談
土浦保健所では、エイズに関する検査や電話相談を無料で受けることができます。プライバシーはしっかりと守られますので、安心してご相談ください。

▼土浦保健所エイズ専用電話
相談：☎826-0606

▼実施日時：毎週月曜日から金曜日午前8時30分～午後5時15分

● HIV（エイズ）等性感染症検査を無料で実施できます
感染の有無を検査できます。この検査は匿名で受けることができます。

HIVに感染しても、感染初期には血液中に抗体やウイルスが検出されない期間がありますので、検査時期は左記までご相談ください。

▼実施日時（電話予約が必要）
▼日中検査：毎週木曜日午前9時～10時

▼夜間検査：毎月第3木曜日午後5時～7時

▼検査内容 問診・血液検査（HIV抗体検査）

▼検査費用 無料

▼検査結果 検査日の翌週以降の木曜日に再度来所し、結果を確認します。日中検査では、『即日検査』を受けることができます

▼その他…エイズ検査の他にクラミジア検査・梅毒検査も行うことができます

● 問い合わせ 県土浦保健所 保健指導課 ☎821-5516



ご協力ありがとうございました
まい・あみ・まつり2016

●決算報告●



御礼の挨拶
まい・あみ・まつり2016

実行委員長 村野 定雄
「はばたけ未来へ! 輝け阿見町!!」をテーマに、8月6日(土)・7日(日)の2日間、27回目を迎えたまい・あみ・まつりは62000人も皆さまにご来場をいただき大盛況のうちに終了することができました。実行委員一同厚くお礼申し上げます。今年も協賛金をいただいた

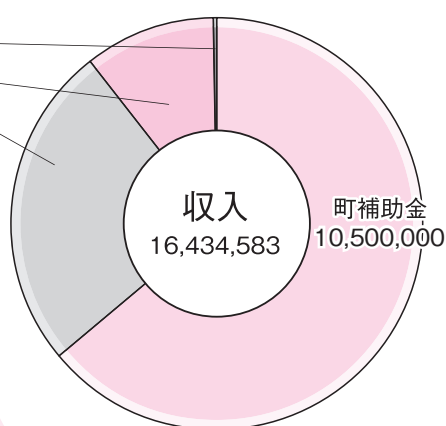
多くの皆さまのご芳名は、会場プログラムに掲載させていただきました。ご協賛いただき誠にありがとうございました。また、会場清掃・除草活動のボランティアにご協力いただいた皆さま、当日ご来場いただいた皆さまにはゴミの持ち帰りなどにご協力いただき、きれいな会場で最高のまつりを実現できました。ご協力いただきました皆さまには深く感謝申し上げます。ステージでは「ねばる君」や、

栗田寛一さんが出演し、ストーリーでは沖繩の舞踊「エイサー」を行う等、初めての企画をし、フィナーレでは「ねばる君」とともに出演者・来場者・実行委員が一丸となり最高の盛り上がりの中で第27回「まいあみまつり」を終了することができました。今後、まつりを盛り上げていくために若い世代の人たちが実行委員会に参加し、素晴らしい思い出に残るような町最大のまつりにしていきたいでしょう!

■まい・あみ・まつり 2016 収支決算内訳

●対象期間 平成27年11月1日～平成28年10月31日(単位:円)

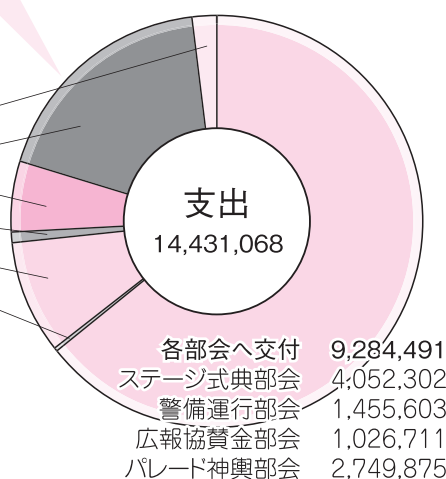
雑収入	177
前年度繰越金	1,690,991
協賛金	4,243,415



支出項目の主な内容

▼交際費:会費等 ▼需用費:消耗品・食糧費等 ▼役務費:切手・はがき・保険料等 ▼委託料:電気設備委託等 ▼使賃料:機器借上

積立金	250,000
使賃料	2,637,565
委託料	801,288
役務費	143,622
需用費	1,285,102
交際費	29,000



▼収入ー支出＝2,003,515円は、運営資金として来期へ繰り越します

■『まい・あみ・まつり 2017』実行委員募集!

『まい・あみ・まつり 2017』の実行委員会を間もなく立ち上げます。まい・あみ・まつりを支えてくれる『お祭りが大好きな仲間』を募集します。ご希望の人は、12月27日(火)までに下記へご連絡ください。

●問い合わせ ☎ 300-0392 阿見町中央1-1-1 役場内
『まい・あみ・まつり事務局』 ☎ 888-1111 (175)



阿見町動物愛護協議会の紹介

町動物愛護協議会は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護教室の啓発活動や、町で保護された犬や猫の里親会などの活動に取り組んでいる団体です。

環境政策課 ☎ 888-1111 (252)

町動物愛護協会をご存じですか？

当協議会は、平成 25 年度から殺処分される犬猫を一匹でも減らすための保護活動を行っています。

町内で保護された犬猫は、当協議会と協力 NPO 団体により里親会を行い、新しい飼い主（里親）を探します。平成 27 年度は、1 年間で 15 回開催され、犬 14 匹のうち 4 匹、猫 80 匹のうち 72 匹に新しい家族が見つかりました。

また、各小学校での放課後児童クラブにおいて、町内の獣医師による動物愛護教室を行っており、子どもたちにいのちの大切さや動物の適切な飼い方を伝える活動を通して、人と動物の共存を目指した地域づくりを推進しています。



▲さわやかフェア 2016 で行われた犬猫の里親会

●町動物愛護協議会からのお願い ～野良猫に餌やりをしている人へ～

現在、町内で野良猫の餌やりについての問題が増加し、大きな課題となっています。野良猫に餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に野良猫の数を増やし、ところかまわずフンをするなど、近隣とのトラブルの原因になります。

地域内で野良猫の繁殖を防ぐために、猫を飼うときは屋内で飼養したり、不妊去勢手術をする等、責任をもって飼いましょう。犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度もありますので、詳細は環境政策課（役場庁舎 2 階）にお問い合わせください。

●犬猫の預かりボランティア募集中

協議会の会員と一緒に、町内で保護された犬猫を預かるボランティア活動をしていただける人を募集しています。犬猫が好きで、家で一時的に預かることができる人は、町動物愛護協議会事務局（環境政策課内 ☎ 888-1111 (252)）までご連絡ください。

『第 3 回緑のカーテンコンテスト』受賞者が決定

町とアミエコクラブは、平成 26 年度から地球温暖化防止に効果のある『緑のカーテン』への取組の推進として、コンテストを実施しています。第 3 回となる今年度は、20 人の応募がありました。コンテストの審査は、応募作品の写真を公民館等に展示し、ご覧いただいた皆さんに投票していただいて決定しました。受賞された 5 人の皆さんをご紹介します。おめでとうございます。

▼ベストグリーン賞 森下礼子さん（立ノ越:写真左上）

▼涼しかったで賞 畑野静代さん（青宿:写真左から 3 人目）

▼さわやかで賞 登坂房子さん（中央西:写真左から 1 人目）

▼きれいで賞 大橋みゑ子さん（鈴木:写真左から 2 人目）

▼がんばったで賞 川名いつ子さん（青宿:写真左から 4 人目）

表彰式は、10 月 23 日（日）に開催の『さわやかフェア 2016』内で行い、後援の町商工会・あみ木村塾から副賞が贈られました。

また来年も町内の皆さんからの『緑のカーテンコンテスト』へのご応募をお待ちしております。



▲受賞者の皆さん

国道125号バイパス・都市軸道路は、 『景観形成道路』に 指定されています

都市計画課 ☎888-1111 (232・233)



景観形成道路とは

良好な景観づくりを目的に、町景観条例に基づいて指定される道路のことです。左図の路線が指定され、計画的な景観誘導を行っています（左記『景観形成道路図』参照）。

指定を受けると…

景観形成道路は、区間ごと

に景観形成に関する方針（以下、基本方針）と、沿道景観形成基準（以下、基準）が定められています。

景観形成道路に指定された一定の範囲内では、建築物や屋外広告物の新築などの際には、それらの基本方針・基準に沿った計画づくりを行っていただくこととなります。

主な基準の内容

基準では、沿道の敷地・建築物・屋外広告物などに対し、▽壁面の位置・高さ・意匠▽敷地の緑化▽囲障（垣根・さく等）——などに関するルールを定めています。

助成制度

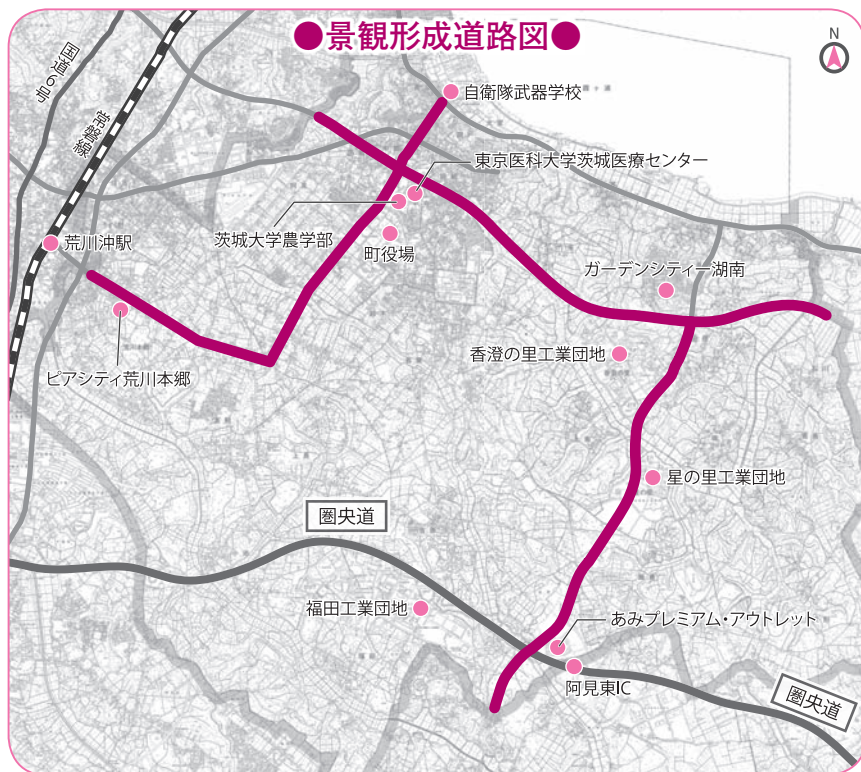
良好な沿道の景観づくりに協力していただいた人に対し、『沿道景観整備補助金』および『沿道緑化補助金』を設けています。詳細はガイドラインをご参照ください。

届出制度

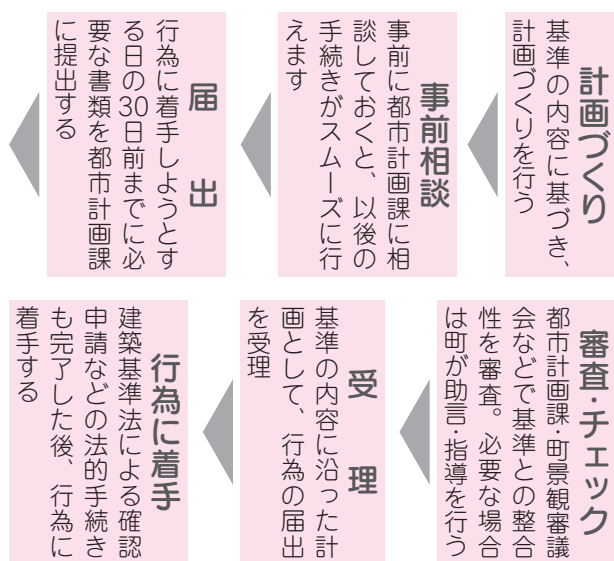
景観形成道路の指定範囲内で行われる建築物・工作物の新築・増築・改築・移転——などの行為は、事前にその内容を町に届け出てください。景観形成道路にかかる行

為の届出は、左図のように行います（左記『届出の流れ』参照）。

※道路未整備の区間については、道路供用開始時期にあわせて本基準が適用されます
※運用開始に関しては、あらためて周知します



届出の流れ



▼景観形成ガイドライン（町ホームページに掲載）

<http://www.town.ami.lg.jp/0000000988.html>

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間: 月曜日を除く午前9時～午後5時

『おはなしとむかしあそびの会』開催

予科練平和記念館にある、選りすぐりの絵本で読み聞かせを行います。その後は、「むかしの遊び」で楽しく遊びましょう。お子さまと一緒にご参加ください。

- ▼期日: 12月10日(土)
- ▼時間: ①午前11時～11時30分 ②午後2時～2時30分
- ▼場所: 予科練平和記念館情報ラウンジ
- ▼対象: 小学生まで ※未就学児は保護者同伴でお願いします
- ▼参加料: 無料
- ▼その他: 事前予約不要。当日直接お越しください。



▲絵本の読み聞かせ



▲おもちゃの病院の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

- ▼受付時間: 午前10時～正午、午後1時～3時
- ▼場所: 予科練平和記念館ラウンジ
- ▼その他: 事前申込不要。当日直接お越しください。また、当日は他のイベントも同時に行われます。詳細は、後日ホームページ等でご案内します。

『クリスマス音楽鑑賞会』開催(無料)

12月22日(木)の閉館後、クリスマスコンサートを開催します。吹奏楽の素敵な音色を聴きに、皆さんお誘い合わせのうえ、ぜひご来館ください。 ※イベント内容の詳細は、後日ホームページ等でご案内します

- ▼期 日: 12月22日(木)
- ▼時 間: 午後5時30分～6時10分(閉館後に開催予定)
- ▼出 演: 土浦第三高等学校吹奏楽部
- ▼参加料: 無料(定員はありません)

無料開館日(天皇誕生日)

今年度から天皇誕生日に合わせて、予科練平和記念館を無料開館いたします。

- ▼期 日: 12月23日(金)
- ▼時 間: 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

◎学芸員のつぶやき

今回は予科練の軍歌の話です。ここでいう軍歌は広い意味で軍隊のことを歌う曲ではなく、海軍が正式に認めて「軍歌集」という、海軍発行の本に掲載されているものを言います。予科練の訓練の中には「軍歌演習」というものがありました。休日など予科練習生が外出して、夕方に部隊へ帰ると全員で、行進、足踏みしながら軍歌を合唱します。一般の学校風に言えば「音楽」の時間というところでしょうか。当館には写真家土門拳氏が撮影した、予科練習生が本を開いて歌う写真が展示されており、練兵場から響く声は周囲の家にも届いたのではなかったのでしょうか。もしかすると、夕暮れの風物詩のひとつであったかもしれません。

阿見町の地域貢献・社会貢献活動団体



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、町民活動センターに寄せられた情報の中から『実穀近隣公園ほたる野会』をご紹介します。

実穀近隣公園ほたる野会

私たちは、筑見区の近くにある実穀近隣公園の保全と同公園に蛍が生息できる環境を再生することを目的として、平成25年10月より活動しています。

「実穀近隣公園周辺の水辺に飛んでいた蛍を復活出来ないか」「孫と蛍を観る楽しさと生活に感動の1ページを加えたい」「原環境を次世代に残すことは大切な役割である」こうした思いから当会は発足しました。

町の里親制度を活用した実穀近隣公園の環境整備や、蛍の天敵であるザリガニの駆除、蛍の幼虫の人工飼育と放流が主な活動です。蛍の人工飼育は会員の誰もが経験したことのない初めての挑戦であり、生息環境の再生は複数年に及び、活動開始から3年目の平成27年7月に、念願の蛍の飛翔を観賞することができました。これには会員一同感動しました。

また、町の許可を得て筑見区から公園に通じる道も整備し、蛍の観賞ができるようになりました。当会はこれを『ほたるの小径』と呼んでいます。この小径は散歩道の一部として地域の皆さんに広く使用されています。

蛍のライフサイクルを軸にした以下のように活動を行っています。夏が近づいてくると「蛍は何時ごろ観ることが出来ますか」と聞かれるようになり、観賞の時期には近所の子どもも見かけるようになりました。7月・8月の蛍が観賞できる季節は、どなたでも蛍を観賞することができますので、どうぞお気軽にお越しください。



公園の美化活動を行います



●『実穀近隣公園ほたる野会』活動スケジュール

▼人工飼育 8月～翌年5月

▼蛍の観賞 7・8月

▼幼虫の放流 6月

▼実穀近隣公園等の美化 4・6・8・12月

活動場所 実穀近隣公園およびその周辺

問合せ 『実穀近隣公園ほたる野会』代表 鈴木 ☎842-8469

〈広告欄〉

当社はパナソニック・三菱等の施工経験があります。 「太陽光発電システム」 ○屋根の電気代はおまかせ！ ○補助金制度を上手に利用！ ○余った電気は売電可能！	住まいのことなら 美都住建へ 家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル耐震診断士が無料にてアドバイスをさせていただきます。 土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！ ●新築住宅に関する事は 美都住建 検索	もっと楽しく快適に！ リフォームしませんか？ Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc After	リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。 リフォーム アドバイザー LIXIL リフォームショップ (有)美都住建 検索
建築業知事免許（般-24）第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10 (株)美都住建 TEL.029-842-7196 【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32		茨城県知事免許 ⑤ 第5548号 (有)美都住建 阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200	



まちの できごと

『阿見朗読の会』が内閣府 より社会参加章を受賞

10月5日、『阿見朗読の会』が社会参加活動を積極的に行っている団体として内閣府から賞状と楯を授与され、町長に表彰されました。

阿見朗読の会は、町内在住の視覚に障害がある人に、町の広報紙などを朗読し録音したCDを届ける活動を、昭和61年11月の設立以来30年以上続けられています。

おめでとございます。



第38回県グラウンド・ゴルフ交流大会優勝

10月4日、鹿島ハイッスポートプラザにおいて開催された第38回県グラウンド・ゴルフ交流大会において、町内在住の篠田敏子さん（阿見グラウンド・ゴルフクラブ）が女子の部で優勝しました。

篠田さんは、本大会に優勝されたことで来年に愛媛県で開催される第72回国民体育大会に出場します。今後の活躍が期待されます。



町戦没者追悼式を 阿見中学校体育館において開催

10月30日、阿見中学校体育館において『阿見町戦没者追悼式』を開催しました。

本式典は、先の大戦において尊い犠牲となられた町関係の戦没者等の御霊に対し、追悼の意を捧げ、ご遺族のご苦労に対し深い敬意を表し、町民あげて平和を祈念し、町勢発展への決意をいっそう新たにするとともに、3年毎に開催しています。

戦後71年を迎えた今回の式典には、ご遺族ご来賓をはじめ、町民の皆さまを合わせ、約200人にご参列いただきました。

式典では、参列者全員での黙とうをささげた後、町長の式辞が行われました。式典では続いて、町議会議長・町遺族会会長等のご来賓の皆さまより追悼の辞をいただき、その後参列者全員で献花を行い御霊に追悼の意を表すことができました。

町長は「心新たに平和と町民の幸福を願い、住民福祉の向上と地域活力の増進に努め、町民の笑顔があふれ、真の豊かさとし安らぎを実感することのできるまちづくりを全力を尽くしてまいりますことを、ここにお誓い申し上げます。」と式辞を述べ、厳かな空気の中、式典は執り行われました。



〈広告欄〉

夢実現を応援する青春の学び舎			たくましさと優しさを共に育てる		
平成29年度入試日程			平成29年度入試日程		
	推薦	一般		一般入試(第1回)	一般入試(第2回)
出願期間	12月15日(木)・16日(金)	12月15日(木)・16日(金) 1月9日(月)	出願期間	12月1日(木)～15日(木)	1月5日(木)～19日(木)
試験日	1月9日(月)	1月19日(木)	試験日	12月18日(日)	1月21日(土)
試験科目	国・数・英(マークシート) ＋面接	国・数・英・理・社(記述式)	試験科目	公立中等型入試・算理国社面接 一般型入試・国算面接	国語・算数・面接
合格発表	1月13日(金)	1月24日(火)	合格発表	12月22日(木)	1月24日(火)
霞ヶ浦高等学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380			霞ヶ浦高等学校附属中学校 〒300-0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地 TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016		

インフォメーション

募集 一般(指名)競争入札参加資格申請の受付(更新)

阿見町一般(指名)競争入札参加資格申請を次の要領で受付します。

▼期日 平成29年1月16日(月)～31日(火)

▼提出方法 原則郵送のみ受付。左記にご注意ください

▼『競争入札参加資格申請書』在中」と書き添す ▼1月31日(火)までの消印有効 ▼受付票送付のため返信用封筒(定型:82円切手添付)を同封する ※持参の場合は役場開庁日(正午～午後1時を除く)に申請書の受け取りのみを実施し、受付票は後日郵送します

▼申請書類等 『平成29・30年度阿見町一般(指名)競争入札参加資格審査申請書提出要領』を必ず参照し、提出してください。提出要領は町ホームページに掲載します

▼申請有効期間 平成29年4月1日(土)～平成31年3月31日(火)

▼管財課契約検査係 ☎888-1111 (262・263)

募集 茨城大学連携公開講座 参加者募集

▼期日 平成29年2月3日10:17:24日、3月3日の金曜日

▼時間 午前10時～11時20分

▼場所 中央公民館

▼内容 『動物の不思議なしくみ』と題し、オスの三毛猫はなぜ貴重なのかや、万能細胞などについての5回講座

▼講師 森英紀氏(茨城大学農学部講師・動物遺伝資源学研究室)

▼募集人数 30人程度

▼参加料 1500円(5回分)

▼申込方法 1月6日(金)までに電話または直接左記に申し込む。 ※申込多数の場合は抽選(結果は後日連絡)

▼生涯学習課(中央公民館内) ☎888-2526

代外『チャリティ舞踊まつり』開催

町文化協会舞踊部の各会派が日々修練に励んできた成果を舞台で披露します。この発表会場において寄せられた義援金は社会福祉協議会に寄贈されます。ぜひお越しください。

▼期日 12月11日(日)

▼時間 午前10時開演

▼場所 かすみ公民館

▼出演団体 ▼道松会 ▼英美会 ▼欽萃会 ▼若寿会 ▼扇美会 ▼あやめ会 ▼佐保苑会 ▼花あわせ ▼喜和会

その他 入場料無料・申込不要

▼町文化協会事務局(中央公民館内) ☎888-2526

音楽で元気になるまちづくり事業

代外『ARCCア・エ・レ・セ・タン』クリスマスコンサート開催

▼期日 12月25日(日)

▼時間 午後1時30分から(開場:1時)

▼場所 本郷ふれあいセンター

▼出演団体 A.R.C.(ア・エ・レ・セ)

▼定員 300席(整理券が必要) ▼12月9日(金)午前9時から本郷ふれあいセンターで配布 ▼1人2枚まで

▼その他 入場料無料

▼本郷ふれあいセンター ☎830-5100

代外 竜ヶ崎税務署から 決算説明会開催

税務署では個人事業者の人の決算の仕方などについて、説明会を開催します。

▼白色決算説明会

▼期日 12月12日(月)

▼時間 午後1時から

▼場所 取手市役所藤代庁舎(取手市藤代)

▼青色決算説明会

▼期日 12月13日(火) 14日(水) 15日(木)

▼時間 1 3 午前10時から 2 午後1時から

▼場所 1 取手市役所藤代庁舎

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

▼期日 12月6日(火)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館「さわやかセンター」別館)

▼対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

▼(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ 狩猟解禁とマナー遵守のお願い

11月15日～平成29年2月15日は狩猟期間です。狩猟者の皆さんは事故がないようルールとマナーを守り狩猟の適正化の徹底を心がけましょう。

公道・公園・寺社境内・墓地・住居が集合している地域等、狩猟が禁止されている場所での発砲・狩猟違反を見かけた場合は、110番通報をお願いします。

▼牛久警察署 ☎87-110

▼阿見地区交番 ☎888-0110

阿見町役場 阿見小学校 阿見中学校 JA 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹 TEL 029-804-0382 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。 ・面談は、事前のご予約が必要です。

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更) *全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 阿見中学校 JA 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所(簡裁訴訟等代理関係業務認定) 司法書士 堀一樹 TEL 029-804-0382 E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00) ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。 ・面談は、事前のご予約が必要です。

2017年版 好評販売中です！



品数豊富なこの時期に、ピッタリの1冊を！

日記・手帳・家計簿・カレンダー

ご準備は、もうお済みですか？

オークスブックセンター阿見店

平日10時～21時 土日祝9時30分～21時 カスミ 阿見店 2階

阿見町中郷2-7-24 TEL 029-891-2322 http://www.oaksbc.co.jp



インフォメーション

募集 スクエアステップ教室 (体操教室) 参加者募集

認知症予防・体力アップに効果がある今話題のスクエアステップを取り入れた楽しい教室です。

▼期日 平成29年1月16日・30日、2月6日・20日・27日、3月6日の月曜日(全6回)

▼時間 午後1時30分～3時

▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼対象 次の要件をすべて満たす人
▼町内在住で65歳以上である
▼要介護認定を受けていない
▼医師から運動を制限されていない

▼募集人数 20人(申込多数の場合は抽選)

▼参加料 無料

▼申込方法 12月15日(木)までに電話または直接左記に申し込む ※土・日を除く

健康づくり課健康推進係(総合保健福祉会館内) ☎888-12940

募集 介護支援専門員 更新・再研修開催

介護支援専門員証の有効期間中に実務に従事した経験のない

人や、介護支援専門員証の有効期限が切れてしまった人を対象にした研修を開催します。詳細は左記にお問い合わせください。

▼期日 平成29年1月～3月のうち11日間(班により異なります)

▼場所 ▼1班:2班:県立健康プラザ(水戸市笠原町) ▼3班:県霞ヶ浦環境科学センター(土浦市沖宿町)

▼募集人数 各班90人

▼参加料 35000円(別途テキスト代が必要)

▼申込方法 12月15日(木)までにホームページ(<http://www.kaigo-center.or.jp/shibu/ibaraki/index.html>)から申込書を手し、左記に申し込む

▼介護労働安定センター茨城支部 ☎029-1227-11215

お知らせ おわびと訂正

『広報あみ』10月号お知らせ版『体協だより』で『第29回県市町村アマチュアダブルスゴルフ選手権大会予選』とあるのは『第29回県市町村対抗アマチュアスゴルフ選手権大会予選』の誤りです。

おわびして訂正します。
町体育協会 ☎888-12526(中央公民館内)

『第41回牛久シティマラソン』 開催に伴う交通規制実施

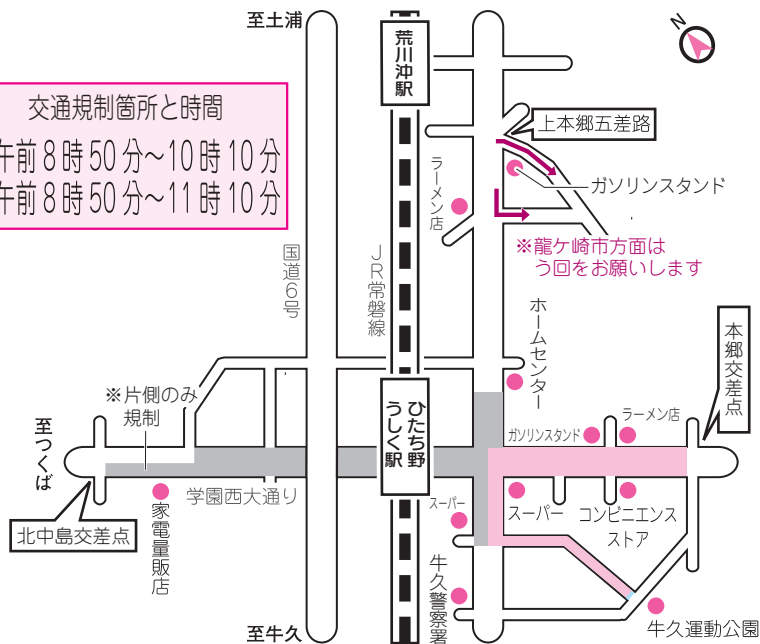
平成29年1月9日(月)に『牛久シティマラソン』が開催されるため、マラソンコースおよびその周辺道路の交通規制が右記のとおり実施されます。なお、北中島交差点から家電量販店前の交差点の間は片側のみ交通規制となります。

大変ご迷惑をおかけしますが当日は、う回などのご協力をお願いします。

●大会概要

- ▼期日 平成29年1月9日(月)
- ▼時間 開会式:午前8時～(開場7時)
- ▼場所 牛久運動公園(牛久市下根町)
- ▼その他 雨天決行

▼問合せ 牛久シティマラソン実行委員会事務局 ☎873-2486



〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

★ insurance community

ほっと保険

一緒に選んで、ずっとサポート
保険の無料相談

POINT 1

相談料や
手数料などが
無料！

POINT 2

キッズ
スペースで
お子様連れも
安心！

POINT 3

取り扱い
保険会社
23社以上！

POINT 4

ご予約不要で
いつでも
相談可能！

保険阿見店 検索

〒300-0331 阿見町阿見2985 マイアミショッピングセンター1F
【営業時間】10:00～20:00 TEL:029-888-0064 FAX:029-888-0065
【定休日】お問い合わせください 201609001

年末年始の業務案内

役場・うずら出張所：総合保健福祉会館さわやかセンター・水道事務所

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

※12月29日(木)～1月3日(火)は、出生・婚姻・死亡届などのみ役場で日直が受付します。また、8日(日)は日曜開庁を行います

▼役場 ☎888-1111

▼総務課(212) ▼町民課(122) ▼収納課(146)

▼うずら出張所 ☎841-1167 ▼総合保健福祉会館さわやかセンター ☎888-2940 ▼水道事務所 ☎889-5151

町民活動センター

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

▼町民活動センター ☎888-2051

男女共同参画センター

▼年末 12月26日(月)まで
▼年始 1月4日(水)から

※1月4日(水)からは、中央公民館内(若栗1886-1)に移転します

▼男女共同参画センター ☎896-3181

霞クリーンセンター

▼粗大ごみの申し込み

▼年末 12月21日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

※年末は電話がかりにくくなりますので、ご了承ください
※手数料が必要となります。申し込み後、粗大ごみステッカーを購入し、品物に貼ってください

▼ごみ(粗大ごみを含む)の直接搬入

▼年末 12月29日(木)まで
※12月29日(木)のみ、午前9時～正午、午後1時～3時

※混雑が予想されます。できるだけ最終日(29日)付近を避けて、お早めの対応をお願いします

▼年始 1月4日(水)から
▼月～金曜日：午前9時～正午、午後1時～4時

▼土曜日：午前9時～11時
※50kgまでは無料。50kgを超えた分については、10kgあたり150円の処理手数料が必要となります

ごみ収集業務

ごみ収集カレンダーのとおりです。午前8時30分までに指定集積所に出してください。

▼年末 12月30日(金)まで
▼年始 1月4日(水)から

※12月30日(金)・1月4日(水)は、全地区「燃えるごみ」のみ回収します

※年始は1月5日(木)から平常業務となります

※集積所付近にお住まいの人の迷惑になりますので、休業期間中は絶対にごみを出さないでください

▼霞クリーンセンター ☎889-0091

福祉センターまほろば

▼年末 12月27日(火)まで
▼年始 1月5日(木)から

▼福祉センターまほろば ☎887-3969

保育所・児童館

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

▼問合せ ▼子ども家庭課 ☎888-1111(117)
▼児童館 ☎887-4093

公民館・ふれあいセンター

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

▼中央公民館 ☎888-2526 ▼君原公民館 ☎889-1363 ▼かすみ公民館 ☎888-8111 ▼本郷ふれあいセンター ☎830-5100 ▼舟島ふれあいセンター ☎840-2761

総合運動公園

▼年末 12月28日(水)まで

▼年始 1月5日(木)から

※町民球場・野球場・トラックおよび陸上競技場は、12月12日(月)～平成29年2月28日(火)まで一般貸し出しを中止します

▼生涯学習課 ☎888-2526 (中央公民館内)

町民体育館

耐震改修工事のため平成29年1月31日まで利用できません

図書館

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

▼図書館 ☎887-6331

▼予科練平和記念館 ☎891-3344

予科練平和記念館

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

▼予科練平和記念館 ☎891-3344

教育相談センターやすらぎの園

▼年末 12月28日(水)まで
▼年始 1月4日(水)から

▼教育相談センター ☎888-1225

町以外

※12月31日(土)は、友引のため

予約受付業務のみ行います

▼うしくあみ斎場 ☎830-9888

●し尿・浄化槽汚泥くみ取りの電話申し込み
12月9日(金)までに業者にお申し込みください。年始は1月4日(水)から受付します。

▼黄金開発 ☎887-0209 ▼カスミ衛生 ☎887-0808

その他

●休日当番医
町内の休日当番医は、左記の広報あみおよび町ホームページに掲載しています。

▼12月の休日当番医：『広報あみ11月号』お知らせ版(11月11日発行)

▼平成29年1月の休日当番医：『広報あみ12月号』お知らせ版(12月9日発行)

▼http://www.town.ami.jp/000001146.html/

●県救急医療情報コントロールセンター
休日や夜間に救急対応しているお近くの医療機関をオペレーターが24時間体制でご案内します。(歯科の案内はしていません。)

▼電話番号 029-241-4199

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 12月1日(木) 午前10時～午後3時

場 所 役場3階305会議室

問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時

場 所 中郷保育所内

訪問相談 随時受付

問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時

場 所 図書館となり

問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時

弁護士相談 月1回午後1時～3時30分(毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約)

場 所 総合保健福祉会館相談室

問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

場 所 町社会福祉協議会内

問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時

場 所 役場1階町消費生活センター

問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分

弁護士相談 水曜日 午後1時～4時[要予約]

場 所 県土浦合同庁舎

問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

阿見消防署

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

上下水道課

☎ 889-5151

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

予科練平和記念館

☎ 891-3344

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

消費生活センター

☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・

定例相談等のテレホンサー

ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●※1

- 総人口 47,475人 (+ 5) ▽11月1日現在
- 男 性 23,516人 (+ 19) ▽常住人口ベース
- 女 性 23,959人 (- 14) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,022世帯 (+ 5) ▽情報広報課調べ

12月の納税等

固定資産税(3期)

国民健康保険税(6期)

後期高齢者医療保険料(6期)

介護保険料(5期)

納期限 12月26日(月)

1月の納税等

町・県民税(4期)

国民健康保険税(7期)

後期高齢者医療保険料(7期)

納期限 1月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 10月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急 病	94件(1,071)
出場件数 163件(1,624)	交通事故	23件(169)
	一般負傷	27件(184)
※救急車の適正な利用を お願いします	そ の 他	19件(200)
	合 計	163件(1,624)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店

※1 人口と世帯数は、今月から平成27年10月1日に実施した国勢調査の確定値に基づいた数値を掲載します